

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六号

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区母子保健法施行細則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

妊 娠 届 出 書
(母子健康手帳交付申請書)

(区民事務所・係) No.

保健サービス課の保健師が、記入された連絡先へ連絡することがあります。		個人番号											
ふりがな ----- 妊婦氏名		年齢	年 月 日生			職業							
住所	北区												
連絡先① (妊婦携帯)	— — ※日中つながる連絡先をご記入ください					連絡先② 氏名(続柄)	— — ()						
妊娠週数 (月 数)	第 週 (第 月)			分娩予定日 (出産予定日)	年 月 日								
初産・経産の別	初産 ・ 今までの出産 回			性病に関する健康 診断 (血液検査)	受けた・受けていない								
結核に関する 健康診断	受けた・受けていない			医師又は助産師の 診断	受けた・受けていない								
診断を受けた病院、診療所又は助産所の名称、所在地及び医師又は助産師の氏名を記入してください。													
(名称) _____													
(所在地) _____													
(氏名) _____													
上記のとおり届出(申請)します。 年 月 日 妊婦氏名 (代理人申請の場合) 代理人氏名 (関係:) 東京都北区長殿													
アンケートにご協力ください (この情報は北区が管理し、出産・子育て支援以外には使用しません。)													
1 妊婦さんの健康状態はいかがですか。よい・何ともいえない (具体的に)													
2 今までにかかった病気はありますか。 はい (高血圧、糖尿病、心臓病、結核、精神疾患 (こころの病気)、その他 ()・いいえ													
3 たばこを吸いますか。 はい (妊婦さん・ご家族)・いいえ・妊娠してやめた													
4 お酒をのみますか。 はい・いいえ・妊娠してやめた													
5 妊娠、出産のことで相談できる人や協力してくれる人はいますか。 はい・いいえ													
6 妊娠、出産、育児についてご心配なことはありますか。 はい・いいえ													
はいの場合 (具体的に)													
7 出産する場所はお決まりですか。 はい ()・いいえ													

個人番号確認書類		妊婦本人確認書類 (グレーの欄は2種類確認必要)									
マイナンバーカード	→	マイナンバーカード 持参時は不要	障害者・療育手帳	資格確認書	社員証・学生証						
住民票等 (個人番号あり)		運転免許証 運転経歴証明書	在留カード 特別永住者証明書	国民年金手帳	その他 ()						
通知カード (記載事項一致)		パスポート	その他 (写真付き) ()	診察券							
番号未記入	理由 →	確認書類不備	記入拒否	その他 ()							

代理権確認書類		代理人本人確認書類 (グレーの欄は2種類確認必要)									
同一世帯 (書類不要)		マイナンバーカード	障害者・療育手帳	資格確認書	社員証・学生証						
委任状		運転免許証 運転経歴証明書	在留カード 特別永住者証明書	国民年金手帳	その他 ()						
戸籍謄本等 (法廷代理人)		パスポート	その他 (写真付き) ()	診察券							

当日面接済

別記第六号様式を次のように改正する。

第6号様式（第5条関係）

養育医療給付申請書					
本人	ふりがな氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所地 <small>（住民票所在地）</small>	郵便番号			
	現在地 <small>（住所地と異なる場合）</small>	郵便番号			
扶養義務者	ふりがな氏名		本人との続柄		
	居住地	郵便番号			
	電話番号				
医療保険各法の記号及び番号					
保険者等の名称					
希望する指定養育医療機関の名称及び所在地 <small>（所在地は本人現在地と同じ場合は省略可能）</small>					
備考					
別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。 申請者住所 郵便番号 本人との続柄 申請者氏名（自署もしくは記名押印） 電話番号 年 月 日 <p style="text-align: right;">東京都北区長 殿</p>					
申請受付年月日				決定年月日	

記載上の注意

「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。

「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。

「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区母子保健法施行細則別記第四号様式及び第六号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区学校給食費等に関する規則を公布する。

令和八年二月十二日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七号

東京都北区学校給食費等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校（以下「区立学校」という。）において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学校給食 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。
- 二 学校給食費 学校給食法第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。
- 三 準学校給食 児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食をいう。
- 四 準学校給食費 準学校給食に係る費用をいう。
- 五 学校給食等 学校給食及び準学校給食をいう。
- 六 学校給食費等 学校給食費及び準学校給食費をいう。
- 七 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保

護者をいう。

八 非給食日 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十一条（同令第七十九条及び第七十九条の八第一項において準用する場合を含む。）の休業日、東京都北区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月東京都北区教育委員会規則第五号）第三条第一項第二号の休業日その他区立学校においてあらかじめ学校給食等を実施しないと定めた日をいう。

（学校給食費等の額）

第三条 学校給食費等の一食当たりの額は、区長が別に定める。

（学校給食費等の徴収）

第四条 区長は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者及び準学校給食の提供を受ける者から学校給食費等を徴収する。

（学校給食費等の納付方法等）

第五条 学校給食費等の納付方法及び納付期限は、区長が別に定める。

（学校給食費等の不徴収）

第六条 第四条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合にあつては、学校給食費の全部又は一部を徴収しない。

一 児童又は生徒が、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条又は学校教育法施行規則第六十三条（同令第七十九条及び第七十九条の八第一

項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による臨時休業を行う決定をした日の翌日から起算して三日（非給食日を除く。）を経過した日以後において、当該臨時休業により、学校給食の提供を受けない場合

2 第四条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合にあつては、準学校給食費の全部又は一部を徴収しない。

一 準学校給食の提供を受ける予定の者が、学校教育法施行規則第六十三条の規定による臨時休業を行う決定をした日の翌日から起算して三日（非給食日を除く。）を経過した日以後において、当該臨時休業により、準学校給食の提供を受けない場合

二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に必要であると認める場合
(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費等の徴収その他の学校給食費等に係る手続に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(学校給食費の徴収に係る経過措置)

3 区長は、第四条の規定にかかわらず、当分の間、児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十三条に規定する教育扶助のうち同条第三号に規定する学校給食に係るもの給付を受けている世帯に属する児童又は生徒の保護者及び東京都北区特別支援教育就学奨励実施要綱（平成元年十二月二十五日教育長決裁）の規定に基づく特別支援教育就学奨励費に係る支給対象者のうち学校給食費の支給を受けている保護者については、この限りでない。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年二月十二日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和七年十月東京都北区条例第四十二号）第一条の規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十二日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第九号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同項第一号中「団体に関する書類」の下に「（条例第二条の四第五項に規定する場合を除く。）」を加え、同条第三項中「又は第四項」を「から第五項までのいずれか」に改める。

第一条の三中「又は第四項」を「から第五項までのいずれか」に、「指定しなかつたときは」を「指定しなかつたときは、」に改める。

第四条第二項に次の一号を加える。

十九 赤羽駅西側自転車駐車場

第八条の二に次の一号を加える。

十九 赤羽駅西側自転車駐車場

別表中

上中里駅前自転車駐車場

を

上中里駅前自転車駐車場	赤羽駅西側自転車駐車場

に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二第二項及び第三項並びに第一条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十号

東京都北区都市計画審議会運営規則の一部を改正する規則

東京都北区都市計画審議会運営規則（昭和五十一年九月東京都北区規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「まちづくり部都市計画課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十一号

東京都北区景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区景観づくり条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「まちづくり部都市計画課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十二号

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則
東京都北区住民基本台帳事務取扱規則（昭和四十三年二月東京都北区規則第四号）
の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（甲）を次のように改める。

第2号様式（甲）（第7条関係）

本 氏	籍 名	
附票に記載されている者		【氏名】 【氏名の振り仮名】 【生年月日】 【性別】 【住民票コード】 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 【住所】 【住定日】
【備考】 ■編製年月日： （以下余白）		

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

東京都北区長

印

付 則

この規則は、令和八年二月二十四日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十三号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

八 令和七年度北区区民生活支援金事務実施要綱（令和八年二月五日七北区戸第五千百十五号）第六条第二項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給する区民生活支援金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第十四号

東京都北区児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都北区児童手当事務取扱規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「等（児童手当及び法附則第二条第一項の給付をいう。以下同じ。）」を削り、「「省令」を「府令」に改める。」

第二条から第六条までを次のように改める。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、この規則に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

（様式）

第三条 次の各号に掲げる請求書、届出書その他の書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求書 児童手当認定請求書（別記第一号様式）

二 府令第一条の四第二項第三号に規定する書類 監護事実の申立書（別記第二号様式）

三 府令第一条の四第二項第十号に規定する書類 監護相当・生計費の負担につ

いての確認書（別記第三号様式）

四 個人受給資格者又はその配偶者が海外に居住していること又は申請日の属する年（申請日の属する月が一月から五月までである場合には、前年）の一月一日に海外に居住していたことを明らかにする書類 海外在住に係る申立書（別記第四号様式）

五 法第七条第一項又は第二項の認定をした場合の通知書 児童手当認定通知書（別記第五号様式）

六 法第七条第一項又は第二項の認定をしなかった場合の通知書 児童手当認定請求却下通知書（別記第六号様式）

七 法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求書又は同条第三項の規定による児童手当の額の改定の届出書 児童手当額改定認定請求書額改定届（別記第七号様式）

八 法第九条第一項又は第三項の額の改定をした場合の通知書 児童手当額改定通知書（別記第八号様式）

九 法第九条第一項の額の改定をしなかった場合の通知書 児童手当額改定請求却下通知書（別記第九号様式）

十 法第十一条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定した場合の通知書 児童手当支払差止通知書（別記第十号様式）

(補正の求め等)

第四条 区長は、提出された請求書若しくは届出書又はそれらの添付書類(以下「請求書等」という。)に不備があるときは、請求者又は届出者に対し相当の期間を定めてその補正を求めるものとし、請求書等の内容に疑義があるときは、請求者又は届出者に対しその説明を求め、又は追加の書類の提出を求めるものとする。

(調査)

第五条 区長は、児童手当の適正な支給を確保するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第二十七条第一項に規定する調査を行うものとする。

一 一般受給資格者又はその配偶者、児童若しくは延長者等の生活の本拠に疑義がある場合

二 受給資格者の児童又は延長者等に対する養育又は監護(監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている状態を含む。)の状態に疑義がある場合

三 その他区長が必要と認める場合

(訳文の添付)

第六条 区長は、提出された書類が外国語で作成されているときは、利害関係のない第三者が作成した訳文を添付させるものとする。

2 前項の訳文には、翻訳者の氏名及び住所を記載させるものとする。

第七条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「十二日」の下に「（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、区長が当該支払日に支払うことが適当でないときは、これを延期することができる。

第十四条を第七条とする。

第十五条から第十七条までを削り、第十八条を第八条とする。

別記第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。また、請求者が個人であり、本年（1月から7月までの月分）については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ1桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑩の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から7月までの月分）については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特別適用利子等の額、特別適用配当等の額、契約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入してください。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑩の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑯及び⑰の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
- 8 ①の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を左欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から7月までの月分）については、前年をいいます。）1月1日に左欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 9 ①の欄は、⑩の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 10 ①の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 11 ①の「生計費負担の有無」の欄は、①の欄に記載した子が、請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であつて子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であつて親が学費や生活費の一部を送りしている場合等が該当します。
- 12 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、①の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄にいつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 ②の欄は、請求者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 14 児童が海外に留学している場合は、②の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 15 ③の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- 16 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- 17 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 18 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から7月までの月分）については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から7月までの月分）については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
- 19 ⑧の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- 20 ⑧の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑦の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

監護事実の申立書

（申立先）東京都北区長 殿

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1. 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日	学校(園)名
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

住所 _____

2. 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた 世帯主の続柄

3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
 (2) 児童の進学、通学のため
 (3) その他 ()

4. 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5. 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

年 月 日

【申立人】（請求者・受給者）

住所 _____

氏名 _____

監護相当・生計費の負担についての確認書

(申立先) 東京都北区長 殿

私は、以下に記載する者(注1)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(注2)を下記のとおり申し立てます。
 申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注1 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(施設等に入所している者などは対象外となります。)
 注2 当該者があなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合

記

大学生年代の子		生年月日			住所			
氏名		年	月	日	住所			
1	個人番号	職業等(いずれかに○)※			通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況(いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況(該当するもの全てに○)
		学 生 ・ 無 職	その他()				年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
氏名		生年月日			住所			
氏名		年	月	日	住所			
2	個人番号	職業等(いずれかに○)※			通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況(いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況(該当するもの全てに○)
		学 生 ・ 無 職	その他()				年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
氏名		生年月日			住所			
氏名		年	月	日	住所			
3	個人番号	職業等(いずれかに○)※			通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況(いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況(該当するもの全てに○)
		学 生 ・ 無 職	その他()				年 月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()
氏名		生年月日			住所			
氏名		年	月	日	住所			

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○を付ける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

年 月 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所

氏名

海外在住に係る申立書

（申立先）東京都北区長 殿

私は、手当の受給に関し、下記のとおり申し立てます。また、貴区の手当の支給決定審査等に際し、パスポートその他の書類等の確認の必要が生じた場合は、速やかに提示又は提出します。

記

□ 1 児童の親の一方が海外に居住している旨の申立て

現在、私の配偶者である _____（夫・妻）（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ）が、海外（国名 _____、出国月 _____ 年 _____ 月）に在住しています。このため、私が、下記の児童を監護をしていますので、児童手当に係る認定請求その他の手続をします。

また、配偶者が帰国した際は、配偶者の所得を確認し、主たる生計維持者が配偶者の場合は、法定期間内に手当の受給者に係る変更手続をすることを誓約します。手続が遅延したことにより手当の返還金が生じた場合は、貴区からの請求に基づき、速やかに支払います。

□ 2 児童の親の一方又は双方が1月1日時点で海外に居住していた旨の申立て

① _____（児童の _____）（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ）、
 ② _____（児童の _____）（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ）が、 _____ 年1月1日時点で海外（国名 _____）に在居していました。このため、我が国における住民税課税がなされておりませんので、その旨申し立てます。

なお、手当の支給に関し、所得の調査を要するときは、貴区の調査に協力するとともに、必要な手続が生じた際は、法定期間内に手続をすることを誓約します。手続が遅延したことにより手当の返還金が生じた場合は、貴区からの請求に基づき、速やかに支払います。

□ 3 その他

監護している児童の表示

ふりがな 児童の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	児童の住所	学校(園)名
			同・別		
			同・別		
			同・別		

_____ 年 _____ 月 _____ 日

【申立人】（請求者・受給者）

住所 _____

氏名 _____

第 年 月 日

（請 求 者） 様

東京都北区長



児 童 手 当 認 定 通 知 書

児童手当について、次のとおり認定しましたので通知します。

認定に関する事項	認 定 番 号	第 号
	申 請 年 月 日	年 月 日
	支 給 対 象 と な る 児 童 の 数	3歳未満 人 3歳以上 人 第3子以降 人 計 人
	手 当 月 額	3歳未満 円 3歳以上 円 第3子以降 円 計 円
	支 給 開 始 年 月	年 月分から
	支 払 月	2月 (12, 1月分) 8月 (6, 7月分) 4月 (2, 3月分) 10月 (8, 9月分) 6月 (4, 5月分) 12月 (10, 11月分) 登録の口座に振り込みます。
	備 考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第五号様式の二及び第五号様式の三を削る。
別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第 年 月 日
号 日

（請 求 者） 様

東京都北区長



児童手当 認定請求却下通知書

児童手当について、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

認定請求却下に関する事項	申 請 年 月 日	年 月 日
	理 由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 意

- 1 この請求書(届出)は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は経済的負担(監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。)のある児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童又は児童の兄弟等について記入の上、提出してください。
なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童又は児童の兄弟等が海外に留学又は在住している場合は、「学校(園)名」又は「学校名・勤務先」の欄に学校名等を記入するとともに、「 海外」に、チェックしてください。
- 3 「氏名」の欄は、受給者の氏名を記入してください。
- 4 「住所」の欄は、受給者の住民票上の住所を記入してください。
- 5 「受給者の加入している公的年金制度の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額又は減額の原因となる児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 8 「増額又は減額の原因となる児童の兄弟等」の欄の「生計費負担の有無」の欄は、当該児童の兄弟等が、受給者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であって児童の兄弟等の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を受給者が負担している場合、別居であって受給者が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 9 「増額した理由」の欄は、「ア」、「イ」又は「ウ」のいずれか該当するものを○で囲み、「ウ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 10 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「コ」児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2箇月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 11 「事由の発生した年月日」の欄は、「増額した理由」又は「減額した理由」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 12 この請求書(届出)には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄弟等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
ケ 「増額又は減額の原因となる児童の兄弟等」欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、同欄に記載した児童の兄弟等に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
コ 児童の兄弟等について「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも有の場合に、児童の兄弟等が海外に留学している場合は、当該児童の兄弟等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

別記第七号様式の二から第七号様式の四までを削る。
別記第八号様式を次のように改める。

第 年 月 日
 号 日

(受 給 者) 様

東京都北区長



児 童 手 当 額 改 定 通 知 書

児童手当の額の改定について、次のとおり改定しましたので通知します。

額改定に関する事項	認 定 番 号	第 号
	申 請 年 月 日	年 月 日
	改定後の支給対象となる児童の数	3歳未満 人 3歳以上 人 第3子以降 人 計 人
	改 定 後 の 手 当 月 額	3歳未満 円 3歳以上 円 第3子以降 円 計 円
	改 定 年 月	年 月分から
	改定()の理由	
	支 払 月	2月 (12, 1月分) 8月 (6, 7月分) 4月 (2, 3月分) 10月 (8, 9月分) 6月 (4, 5月分) 12月 (10, 11月分) 登録の口座に振り込みます。
	備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第八号様式の二を削る。
別記第九号様式を次のように改める。

第 年 月 日

（受 給 者） 様

東京都北区長



児童手当 額改定請求却下通知書

児童手当について、次の理由で額改定請求を却下しましたので通知します。

額改定請求却下に関する事項	認 定 番 号	第 号
	申 請 年 月 日	年 月 日
	理 由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第九号様式の二及び第九号様式の三を削る。
別記第十号様式を次のように改める。

第 年 月 日 号

（受 給 者） 様

東京都北区長



児 童 手 当 支 払 差 止 通 知 書

次のとおり、児童手当の支払を一時差し止めましたので通知します。

記

支払差止の内容	認定番号	第 号
	支払差止理由	
	支払差止額	
	支払差止期間	年 月 から

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第十号様式の二から第二十一号様式までを削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十五号

東京都北区北とぴあ条例施行規則

東京都北区北とぴあ条例施行規則（平成元年九月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「別記第四号様式」を「第五号様式」に、「別記第七号様式から別記第十二号様式まで」を「第六号様式（表）」に、「別記第二十号様式」を「第八号様式」に改める。

第三条第一項ただし書中「第四条、第五条」を「次条第一項、第四項本文及び第十項、第五条第一項」に改め、「第九条」の下に「、第十条第二項及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四条第一項中「又は附帯設備使用申請書（別記第二号様式の二）」及び「それぞれ」を削り、同条第三項中「、多目的ルーム」を削り、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）を納付するときは、この限りでない。

第四条第五項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第六項中「以下」を「同項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料を

納付するときを除く。以下」に、「当たって」を「当たって」に、「第四項」を「第四項本文」に改める。

第五条第一項中「又は附帯設備使用承認書（別記第四号様式）」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「前項の使用承認」を「前二項の規定により使用承認」に、「前項」を「第一項」に、「附帯設備使用承認書」を「前項の規定による承認を受けたことを証するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項の使用申請があつた場合において、区長が別に定める方法により使用料の納付を受けるときは、使用を承認した旨を電子計算組織により申請者に提示するものとする。

第七条中「（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）」及び「又は附帯設備使用承認書」を削り、同条ただし書中「場合」の下に「、区長が別に定める方法により使用料を納付する場合」を加え、「とき」を「場合」に改める。

第九条第一項中「施設使用取消申請書（別記第七号様式）」又は附帯設備使用取消申請書（別記第八号様式）に、それぞれ施設使用承認書又は附帯設備使用承認書を添えて」を「第五条第一項の施設使用承認書の添付又は同条第二項の規定による承認を受けたことを証するものの提示をした上で、施設使用取消申請書（別記第四号

様式)を「に改め、同条第二項中「別記第九号様式)又は附帯設備使用取消承認書(別記第十号様式)を「別記第五号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第十一号様式)又は附帯設備使用取消・停止・制限通知書(別記第十二号様式)を「別記第六号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第十条第二項中「若しくは附帯設備使用取消承認書」及び「若しくは附帯設備使用取消・停止・制限通知書」を削り、「別記第七号様式)又は附帯設備使用料還付申請書(別記第八号様式)を「別記第四号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第九号様式)又は附帯設備使用料還付承認書(別記第十号様式)を「別記第五号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第十六条第三項中「別記第十九号様式の二」を「別記第七号様式」に改め、同条第四項中「別記第二十号様式)を「別記第八号様式」に改め、同条第五項中「別記第二十一号様式)を「別記第九号様式」に改める。

別表第一一の部中「初日」及び「五日」を「二日」に改め、「全日」を削り、

使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から使用日の

を

使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から使用日の	使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から使用日の
--------------------------------------	--------------------------------------

に改め、

八日前まで

同表二の部中「十六日」を「十五日」に改め、「全日」を削り、

八日前まで

八日前まで

使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで
--------	--------	--------	--------	--------

を

使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで
--------	--------	--------	--------	--------

使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで
--------	--------	--------	--------	--------

に改め、

同表備考二中「初日」とあるのは「五日」と、「及び」、「五日」とあるのは「十日」とを削り、同表備考五を削る。

別記第二号様式を次のように改める。

施設使用申請書

東京都北区長 様

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

以下のとおり、使用を申請します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

署名 _____

別記第二号様式の二を削る。
別記第三号様式から第六号様式までを次のように改める。

施設使用承認書

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

東京都北区長



以下のとおり、使用を承認します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所		/	

施設使用取消申請書兼 施設使用料還付申請書

東京都北区長 様

使用者名

既納使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

代表者

還付請求額（税込） -

住所

電話

内訳 消費税 %対象の合計額 -

連絡先

消費税 -

氏名

電話

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	利用日時	利用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額 (A)	税額 (消費税率: %) (B)	現請求額 (A+B)
収納日		税抜額 (C)	税額 (消費税率: %) (D)	納付済額 (C+D)
未納額	還付充当済額		還付請求額	

署名 _____

施設使用取消承認書兼 施設使用料還付承認書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付請求額（税込）	—
内訳 消費税 %対象の合計額	—
消費税	—

東京都北区長



【還付明細】

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額 (A)	税額 (消費税率: %) (B)	現請求額 (A+B)
収納日		税抜額 (C)	税額 (消費税率: %) (D)	納付済額 (C+D)
未納額	還付充当済額		還付請求額	

第6号様式（第9条関係）

（表）

施設使用取消・停止・制限通知書

通知番号 第 号
通知月日 年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり通知します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
連絡先①		連絡先②	

《取消・停止・制限明細》

番	使用年月日	使用施設・設備名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第七号様式から第十九号様式までを削り、別記第十九号様式の二を別記第七号様式とし、別記第二十号様式を別記第八号様式とし、別記第二十一号様式を別記第九号様式とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区北とびあ条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、令和八年九月一日以後の使用に係る使用申請について適用し、同日前の使用に係る使用申請については、なお従前の例による。この場合において、同月の使用に係る使用申請における同表の規定の適用については、同表一の一部中

使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から	使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から使用日の 八日前まで	使用日の六箇 月前の日の属 する月の二日 から使用日の 八日前まで
----------------------------------	---	---

とあるのは

使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで
使用日の六箇	月前の日の属	する月の十六	日から使用日	の八日前まで

と読み替えて適用する。

使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで
使用日の六箇	月前の日の属	する月の十五	日から使用日	の八日前まで

とあるのは

使用日の六箇	月前の日の属	する月の五日	から	から
使用日の六箇	月前の日の属	する月の六日	から使用日の	八日前まで
使用日の六箇	月前の日の属	する月の十日	から使用日の	八日前まで

と、同表二の部中

前項の規定にかかわらず、さくらホール、つつじホール、ペガサスホール、飛鳥ホール、カナリアホール、スカイホール、ドームホール及び展示ホール（全面使用の場合に限る。）並びに当該施設と併せて使用する場合に係る施設の使用（以下この項において「さくらホール等の使用」という。）に係る改正後の規則別表第一の規定は、令和九年三月一日以後の使用に係る使用申請について適用し、同日前の使用に係る使用申請については、なお従前の例による。この場合において、同月のさくらホール等の使用に係る使用申請における同表の規定の適用については、同表一の部中

使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら使用日の十日	四日前まで
使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら使用日の十二日	十二日前まで
使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら使用日の十二日	十二日前まで

とあるのは

使用日の一年	前の日の属す	る月の五日か	ら使用日の十日
使用日の一年	前の日の属す	る月の六日か	ら使用日の十二日
使用日の一年	前の日の属す	る月の十日か	ら使用日の十二日

と、

使用日の一年	前の日の属す	る月の十五日
使用日の一年	前の日の属す	る月の十五日

とあるのは

使用日の一年	前の日の属す	る月の五日か	ら
使用日の一年	前の日の属す	る月の六日か	ら使用日の八
使用日の一年	前の日の属す	る月の十日か	ら使用日の八

と、同表二の部中

使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら
使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら使用日の八
使用日の一年	前の日の属す	る月の二日か	ら使用日の八

とあるのは

四日前まで
十二日前まで
十二日前まで

使用日の一年	前の日の属す	る月の十五日	から使用日の	八日前まで
使用日の一年	前の日の属す	る月の十五日	から使用日の	八日前まで

使用日の一年	前の日の属す	る月の十五日	から使用日の	二十二日前ま	で
使用日の一年	前の日の属す	る月の十六日	から使用日の	二十二日前ま	で

使用日の一年	前の日の属す	から使用日の	二十二日前ま	で
使用日の一年	前の日の属す	から使用日の	二十二日前ま	で

とあるのは

と、

使用日の一年	前の日の属する月の十五日	から使用日の八日前まで
使用日の一年	前の日の属する月の十六日	から使用日の八日前まで

と読み替えて適用する。

- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区北とびあ条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されたものは、改正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十六号

東京都北区赤羽会館条例施行規則

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「別記第一号様式の六から別記第十号様式までの規定、別記第十一号様式（表）、別記第十二号様式（表）、別記第十七号様式、別記第十九号様式及び別記第二十一号様式」を「別記第二号様式から第六号様式まで、第七号様式（表）、第八号様式及び第十号様式」に改める。

第一条の十一第一項中「（別記第一号様式の六）又は附帯設備使用申請書」を削り、「次項後段」を「第四項本文」に、「第八項」を「第十項」に改め、「第八條第一項」を削り、「同條第二項中「又は電子計算組織を使用する方法」及び後段を削り、「同條第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同條第十項とし、「同條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第二項前段」を「第二項及び第三項」に、「以下」を「同項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料を納付する」ときを除く。以下」に、「当たって」を「当たって」に、「同項後段」を「第四項本文」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「前項後段」を「前項本文」に

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、施設の使用申請は、電子計算組織を使用する方法により行うことができる。

4 前二項の規定による使用申請を行った者は、当該使用申請を行った日の翌日から起算して七日以内に施設使用申請書を区長に提出しなければならない。ただし、前項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。第六項、次条第二項、第四条、第五条第一項から第三項まで及び第七条第一項から第三項までにおいて同じ。）を納付するときは、この限りでない。

第二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「又は附帯設備使用承認書（別記第四号様式）」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「前項の」を「前二項の規定により」に改め、「際に、」の下に「第一項の」を加え、「附帯設備使用承認書」を「前項の規定による承認を受けたことを証するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項の使用申請があつた場合において、区長が別に定める方法により使用料の納付を受けるときは、使用を承認した旨を電子計算組織により申請者に提示するものとする。

第四条の見出し中「等」を削り、同条中「（指定管理者に管理を行わせる場合

は、利用料金とする。第五条第一項から第三項まで、第七条第一項から第三項まで及び第八条第二項において同じ。」及び「又は附帯設備使用承認書」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、東京都北区（以下「区」という。）が使用する場合、区長が別に定める方法により使用料を納付する場合その他区長が必要と認める場合は、この限りでない。

第五条第一項第二号中「東京都北区（以下「区」という。）」を「区」に改め、同条第三項中「別記第五号様式」又は附帯設備使用料免除申請書（別記第六号様式）を「別記第四号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第六条第一項中「施設使用取消申請書（別記第七号様式）又は附帯設備使用取消申請書（別記第八号様式）に、それぞれ施設使用承認書又は附帯設備使用承認書を添えて」を「第二条第一項の施設使用承認書の添付又は同条第二項の規定による承認を受けたことを証するものの提示をした上で、施設使用取消申請書（別記第五号様式）を」に改め、同条第二項中「別記第九号様式」又は附帯設備使用取消承認書（別記第十号様式）を「別記第六号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第十一号様式」又は附帯設備使用取消・停止・制限通知書（別記第十二号様式）を「別記第七号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第七条第二項中「若しくは附帯設備使用取消承認書」及び「若しくは附帯設備使

用取消・停止・制限通知書」を削り、「別記第七号様式」又は附帯設備使用料還付申請書（別記第八号様式」を「別記第五号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第九号様式」又は附帯設備使用料還付承認書（別記第十号様式」を「別記第六号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条中「別記第十九号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第十二条第三項中「別記第二十号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第四項中「別記第二十一号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条第五項中「別記第二十二号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条の十一関係）

一 使用者が区民である場合

申請区分	施設	講堂及びリハーサル室以外の施設	講堂	リハーサル室
第一条の十一第一項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の七日前から	使用日の七日前から
第一条の十一第二項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の七日前から	使用日の七日前から
第一条の十一第三項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の七日前から	使用日の七日前から

二 使用者が区民以外である場合

申請区分	施設	講堂及びリハーサル室以外の施設	講堂	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から	第一条の十一第一項の規定による申請
第一条の十一第二項	第一条の十一第二項	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の八日前まで	第一条の十一第三項の規定による申請

備考

一 この表において、区民とは、区内に住所を有する者又は区内に事務所を有する団体若しくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。

- 二 使用申請受付期間の初日の属する月が一月である場合における当該受付期間は、この表一の部中「二日」とあるのは「六日」とする。
 - 三 従たる使用施設がある場合における当該使用施設の使用申請受付期間は、主たる使用施設の使用申請受付期間に準ずる。
 - 四 附帯設備を使用する場合は、当該附帯設備の使用に係る施設の使用申請受付期間に準ずる。
- 別記第一号様式の六を削る。
- 別記第二号様式から第七号様式までを次のように改める。

施設使用申請書

東京都北区長 様

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

以下のとおり、使用を申請します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

署名 _____

施設使用承認書

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

東京都北区長



以下のとおり、利用を承認します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所		年 月 日 / 赤羽会館	

施設使用料減免申請書

東京都北区長 様

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

以下のとおり、減額・免除を申請します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

署名 _____

施設使用取消申請書兼 施設使用料還付申請書

東京都北区長 様

使用者名

既納使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

還付請求額（税込）	-
内訳 消費税 %対象の合計額	-
消費税	-

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額 (A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額 (A+B)
収納日		税抜額 (C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額 (C+D)
未納額		還付充当済額		還付請求額

署名 _____

施設使用取消承認書兼 施設使用料還付承認書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付請求額（税込）

内訳 消費税 %対象の合計額 -
 消費税 -

東京都北区長

印

【還付明細】

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額(A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額(A+B)
収納日		税抜額(C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額(C+D)
未納額	還付充当済額		還付請求額	

第7号様式（第6条関係）

（表）

施設使用取消・停止・制限通知書

通知番号 第 号
通知月日 年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり通知します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
連絡先①		連絡先②	

《取消・停止・制限明細》

番	使用年月日	使用施設・設備名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第八号様式から第十八号様式までを削り、別記第十九号様式を別記第八号様式とし、別記第二十号様式を別記第九号様式とし、別記第二十一号様式を別記第十号様式とし、別記第二十二号様式を別記第十一号様式とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区赤羽会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、令和八年九月一日以後の使用に係る使用申請について適用し、同日前の使用に係る使用申請については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、令和八年九月の使用に係る使用申請における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表一の部中

使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前
----------------------	-----------------------------	-----------------------------

部
中

使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の五日 使用日の六箇月前の	から 日の属する月の五日 使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の二日 使用日の六箇月前の	
使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の六日 使用日の六箇月前の	まで から使用日の八日前 日の属する月の六日 使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の二日 使用日の六箇月前の	まで
使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の十日 使用日の六箇月前の	まで から使用日の八日前 日の属する月の十日 使用日の六箇月前の	前まで から使用日の一箇月 日の属する月の二日 使用日の六箇月前の	まで

と、同表二の

とあるのは

付則第二項の場合において、令和八年十月及び同年十一月の使用に係る使用申

月 前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 一 箇	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 八 日	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の
月 前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 一 箇	日 の 属 す る 月 の 十 六	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 八 日	日 の 属 す る 月 の 十 六	使 用 日 の 六 箇 月 前 の

と読み替えて適用する。

月 前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 一 箇	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 八 日	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の
月 前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 一 箇	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	前 ま で	日 か ら 使 用 日 の 八 日	日 の 属 す る 月 の 十 五	使 用 日 の 六 箇 月 前 の

とあるのは

請における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表一の部中

使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで

とあるのは

使用日の六箇月前の日の属する月の初日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から
使用日の六箇月前の日の属する月の初日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで

と、同表二の

部
中

前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日
前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十六 日から使用日の八日	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日	前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日

と読み替えて適用する。

とあるのは

前まで

使用前の六箇月前の	日の属する月の十五	日から使用日の一箇	月前まで
使用前の六箇月前の	日の属する月の十六	日から使用日の一箇	月前まで

5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区赤羽会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されたものは、改正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。

6 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十七号

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「別記第一号様式の六から別記第十号様式までの規定、別記第十一号様式（表）、別記第十二号様式（表）、別記第十七号様式、別記第十九号様式及び別記第二十一号様式」を「別記第二号様式から第六号様式まで、第七号様式（表）、第八号様式及び第十号様式」に改める。

第一条の十一第一項中「（別記第一号様式の六）又は附帯設備使用申請書」及び「それぞれ」を削り、「次項後段」を「第四項本文」に、「第八項」を「第十項」に改め、「第八條第一項」を削り、「同條第二項中「又は電子計算組織を使用する方法」及び後段を削り、「同條第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同條第十項とし、同條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第二項前段」を「第二項及び第三項」に、「以下」を「同項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料を納付するときを除く。以下」に、「当たって」を「当たって」に、「同項後段」を「第四項本文」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「前項後

段」を「前項本文」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、施設の使用申請は、電子計算組織を使用する方法により行うことができる。

4 前二項の規定による使用申請を行った者は、当該使用申請を行った日の翌日から起算して七日以内に施設使用申請書を区長に提出しなければならない。ただし、前項の規定による使用申請を行う場合において、区長が別に定める方法により使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。第六項、次条第二項、第四条、第五条第一項から第三項まで及び第七条第一項から第三項までにおいて同じ。）を納付するときは、この限りでない。

第二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「又は附帯設備使用承認書（別記第四号様式）」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「前項の使用承認」を「前二項の規定により使用承認」に、「前項」を「第一項」に、「附帯設備使用承認書」を「前項の規定による承認を受けたことを証するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項の使用申請があつた場合において、区長が別に定める方法により使用料の納付を受けるときは、使用を承認した旨を電子計算組織により申請者に提示するものとする。

第四条の見出し中「等」を削り、同条中「（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。第五条第一項から第三項まで、第七条第一項から第三項まで及び第八条第二項において同じ。）」及び「又は附帯設備使用承認書」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、東京都北区（以下「区」という。）が使用する場合、区長が別に定める方法により使用料を納付する場合その他区長が必要と認める場合は、この限りでない。

第五条第一項第二号中「東京都北区（以下「区」という。）」を「区」に改め、同条第三項中「別記第五号様式」又は附帯設備使用料免除申請書（別記第六号様式）を「別記第四号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第六条第一項中「施設使用取消申請書（別記第七号様式）又は附帯設備使用取消申請書（別記第八号様式）」に、それぞれ施設使用承認書又は附帯設備使用承認書を添えて「を」第二条第一項の施設使用承認書の添付又は同条第二項の規定による承認を受けたことを証するものの提示をした上で、施設使用取消申請書（別記第五号様式）を「」に改め、同条第二項中「別記第九号様式」又は附帯設備使用取消承認書（別記第十号様式）を「別記第六号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第十一号様式」又は附帯設備使用取消・停止・制限通知書（別記第十二号様式）を「別記第七号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第七条第二項中「若しくは附帯設備使用取消承認書」及び「若しくは附帯設備使用取消・停止・制限通知書」を削り、「別記第七号様式」又は附帯設備使用料還付申請書（別記第八号様式）を「別記第五号様式」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「別記第九号様式」又は附帯設備使用料還付承認書（別記第十号様式）を「別記第六号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条中「別記第十九号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第十二条第三項中「別記第二十号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第四項中「別記第二十一号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条第五項中「別記第二十二号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条の十一関係）

一 使用者が区民である場合

申請区分	二 使用者が区民以外である場合	大ホール	大ホール以外の施設	申請区分
		使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	第一条の十一第一項の規定による申請
		使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	第一条の十一第二項の規定による申請
		使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	第一条の十一第三項の規定による申請

施設	大ホール以外の施設	大ホール
第一条の十一第一項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで
第一条の十一第二項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで
第一条の十一第三項の規定による申請	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の一箇月前まで

備考

- 一 この表において、区民とは、区内に住所を有する者又は区内に事務所を有する団体若しくは区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体をいう。
- 二 使用申請受付期間の初日の属する月が一月である場合における当該受付期間は、この表一の部中「二日」とあるのは「六日」とする。

- 三 従たる使用施設がある場合における当該使用施設の使用申請受付期間は、主たる使用施設の使用申請受付期間に準ずる。
 - 四 附帯設備を使用する場合は、当該附帯設備の使用に係る施設の使用申請受付期間に準ずる。
- 別記第一号様式の六を削る。
- 別記第二号様式から第七号様式までを次のように改める。

施設使用申請書

東京都北区長 様

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

以下のとおり、利用を申請します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

署名 _____

施設使用承認書

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

東京都北区長



以下のとおり、利用を承認します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所		/	

施設使用料減免申請書

東京都北区長 様

使用者名

代表者

住所

電話

連絡先

氏名

電話

以下のとおり、減額・免除を申請します。

使用目的			
料金区分			
催事名称			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

署名 _____

施設使用取消申請書兼 施設使用料還付申請書

東京都北区長 様

使用者名

既納使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

代表者

還付請求額（税込） —

住所

電話

内訳 消費税 %対象の合計額 —

連絡先

消費税 —

氏名

電話

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額(A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額(A+B)
収納日		税抜額(C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額(C+D)
未納額	還付充当済額		還付請求額	

署名 _____

施設使用取消承認書兼 施設使用料還付承認書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付請求額（税込） -

内訳 消費税 %対象の合計額 -
 消費税 -

東京都北区長



【還付明細】

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
料金区分				
催事名称				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設・設備名	使用料	
使用料計	減免額	税抜額 (A)	税額 (消費税率: %) (B)	現請求額 (A+B)
収納日		税抜額 (C)	税額 (消費税率: %) (D)	納付済額 (C+D)
未納額		還付充当済額		還付請求額

第7号様式（第6条関係）

（表）

施設使用取消・停止・制限通知書

通知番号 第 号
通知月日 年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり通知します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
連絡先①		連絡先②	

《取消・停止・制限明細》

番	使用年月日	使用施設・設備名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第八号様式から第十八号様式までを削り、別記第十九号様式を別記第八号様式とし、別記第二十号様式を別記第九号様式とする。
別記第二十一号様式中「~~辨二辨~~」を「~~辨二辨~~」に改め、同様式を別記第十号様式とする。

別記第二十二号様式を別記第十一号様式とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区滝野川会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、令和八年九月一日以後の使用に係る使用申請について適用し、同日前の使用に係る使用申請については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、令和八年九月の使用に係る使用申請における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表一の部中

使用日の六箇月前の 日の属する月の二日	使用日の六箇月前の 日の属する月の二日	使用日の六箇月前の 日の属する月の二日
------------------------	------------------------	------------------------

部
中

前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 五 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	か ら	日 の 属 す る 月 の 五 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の
前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 六 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	ま で	か ら 使 用 日 の 八 日 前	使 用 日 の 六 箇 月 前 の
前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 十 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	ま で	か ら 使 用 日 の 八 日 前	使 用 日 の 六 箇 月 前 の

と、同表二の

前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 二 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	か ら		
前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 二 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	ま で	か ら 使 用 日 の 八 日 前	
前 ま で	か ら 使 用 日 の 一 箇 月	日 の 属 す る 月 の 二 日	使 用 日 の 六 箇 月 前 の	ま で	か ら 使 用 日 の 八 日 前	

とあるのは

使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日 前まで
使用日の六箇月前の 日の属する月の十六 日から使用日の一箇 月前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十六 日から使用日の八日 前まで

使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日 前まで
使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日 前まで

とあるのは

と読み替えて適用する。

付則第二項の場合において、令和八年十月及び同年十一月の使用に係る使用申請における改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表一の部中

使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の一箇月前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで

とあるのは

使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の二日から	使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで	使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで

と、同表二の

部
中

使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日	使用日の六箇月前の 日の属する月の十六 日から使用日の八日
-------------------------------------	-------------------------------------

使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の八日 前まで
---	--

から使用日の一箇月 前まで	から使用日の一箇月 前まで	から使用日の一箇月 前まで
------------------	------------------	------------------

とあるのは

前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十五 日から使用日の一箇 月前まで
前まで	使用日の六箇月前の 日の属する月の十六 日から使用日の一箇 月前まで

と読み替えて適用する。

5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区滝野川会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されたものは、改正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。

6 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。